

令和6年第8回さつま町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月26日(月) 午前9時30分～10時20分
- 2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室
- 3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1 番	吉留 義晃	2 番	南原 奈美子
3 番	赤崎 敬一郎	4 番	濱田 誠
5 番	前野 浩司	6 番	満園 和徳
7 番		8 番	山崎 博文
9 番	坂元 兼一	10 番	池山 準一

(2) 推進委員 (24名)

11 番	下田 保幸	12 番	兒玉 伸一郎	13 番	野間 菊昭
14 番	池之野 智幸	15 番		16 番	水流 新蔵
17 番	内村 正二	18 番	宮田 裕司	19 番	竹井 好博
20 番	長福 次美	21 番	田上 政喜	22 番	徳留 伸一
23 番	東條 好廣	24 番	平島 賢一	25 番	大野 恵美
26 番	堀之内 睦	27 番	上屋敷 守	28 番	大迫 勝哉
29 番	竹之内 重則	30 番	山口 治幸	31 番	狩宿 悦男
32 番	宮脇 純久	33 番	肝付 兼久	34 番	坂元 智一
35 番	村上 一徳				

(3) 職員 (5名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	堀口 浩二
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

- 4 欠席農業委員 (1名)
7 番 山内 美千代

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (2件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について (3件)
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (10件)

6 その他

事務局長	ただ今から令和6年第8回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、7番山内委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は10名中9名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員25名のうち、15番久保蘭委員から欠席の申し出があり、24名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、1番吉留義晃委員、9番坂元兼一委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく、担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (堀口)	議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明 8-1番 所在：広瀬字■■■■番1、田、農振農用地区域内、3,017㎡、所在：広瀬字■■■■番、田、農振農用地区域内、3,044㎡、売買による所有権移転 8-2番 所在：永野字■■■■番、田、農振農用地区域内、209㎡、贈与による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-1番、お願いします。
14番委員	渡人の■■■■さんは亡くなられていて、奥さんが県外在住で、受け継ぐ人もいないため処分をしたいということで、担い手支援室に相談に来られたそうです。それで、現在、耕作をしている人を買ってもらえないだろうかという相談があったそうです。それで、受人の■■■■さんに話を聞いていっ

14 番委員 たら、買いましょうということで、話がまとまったそうです。境界、進入路、排水等は問題ありませんでした。以上です。

議長 8-2 番、お願いします。

35 番委員 渡人の■■■■■さんは高齢で、農業を廃止したいということで、受人の■■■■■さんは、お父さんの代から、ずっと耕作を続けていらっしやいました。相手方の要望によりまして、今回のこの件に繋がっているようでございます。あと、境界、進入路、用排水等につきましては、現在も耕作されておりますので、問題ございません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
 (なしの声あり)
 よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 8-1 番から 2 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員挙手)
 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 8-1 番から 2 番は、許可することに決定いたします。

 次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-1 番を議題といたします。
 事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野) 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-1 番について説明
 8-1 番
 所在：二渡字■■■■■番 1、田、農振農用地区域外、644 ㎡、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：駐車場・資材置場用地、施設：駐車場・資材置場、施設面積：644 ㎡、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、駐車場・資材置場を設置したい。
 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-1 番、お願いします。

22 番委員 5 月に 5 条の申請を出されて、許可になったところの隣接になります。境界等もちゃんとしてありまして、問題は無いと思います。また、その隣も一緒に申請をされる予定だったみたいですが、ちょっと相続の問題で、できずに。ここは二渡区で使う■■■■■のちょうど裏になるんですけれども、■■■■■さんも、ここまで埋めて、ここを二渡区の災害の避難のときの駐車場に、公民館の駐車場が狭いもんですから、それにも使えるようにと色々計画されていたみたいなんです、相続の問題で、今のところ難しいということで、今回の申請になっています。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-1番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-1番は、許可することに決定いたしました。 次に、2ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番について説明 8-2番 所在：宮之城屋地字■■■■番2、畑、農振農用地区域外、362㎡、地種：第3種農地、形態：転用、用途：駐車場用地、施設：駐車場、施設面積：362㎡、申請事由：申請地を譲り受け(売買)、駐車場を設置したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-2番、お願いします。
11番委員	渡人の■■■■さんは、1年前に娘さんが住んでいらっしゃいます■■■■県に移転されたそうです。申請地の畑は、■■■■宅に隣接しております。受人の■■■■さんが畑を買い取って駐車場にしたいということです。そのあとに、また、その家も買い取りされる予定だそうです。申請地は原野に近い状態でありましたが、境界、進入路も問題無くて、周辺への日照、通風等も問題無いと思いました。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番は、許可することに決定いたしました。 次に、2 ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3番について説明 8-3 番 所在：柏原字■■■■番 2、畑、農振農用地区域外、400 m²のうち 187 m²、地種：第2種農地、形態：転用、用途：通路用地、施設：通路、施設面積：313.81 m²（うち農地 187 m²）、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、隣接する農地以外の土地と一体利用し、一般住宅への通路を設置したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-3 番、お願いします。
27 番委員	現場は長岡原の直線道路のところですよ。現場の畑は原野化しています。きちんと境界杭を打ってありまして、また浄化槽排水も既存の側溝までつながるということです。何ら問題はなかったようです。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
3 番委員	400 m²のうち 187 m²を通路として使って、残りが 200 m²くらいあるわけですが、今の所有者が持っているということになりますか。今回、分筆して 187 m²だけを転用するということですか。
事務局 (片野)	はい。そうです。4m幅の通路が必要ということで、その分だけを分筆される予定でございます。残りは、もとの所有者の畑として、そのままでございます。
事務局長	よろしいですか。ほかに、ございませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-3番は、許可することに決定いたしました。
議長	次に、3 ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見に

議長	について」の農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の3ページ、農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について朗読及び説明
議長	それでは、4ページから5ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の4ページから5ページ、8-1番から10番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定については、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題(4)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・活動記録の徹底について(農家との会話、話し合いへの参加、利用状況巡視、意向調査への支援など) ・農業委員会大会の中止について ・農業委員会大会での表彰者について(紹介) ・農地利用状況調査(農地パトロール)の実施について ・農家訪問アンケートの再開について ・農業者年金加入推進について(推進資材配付) ・目標地図素案のエリア確認について(中山間、多面的) ・農業委員会業務必携2024年度版について ・台風対策について
議長	ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、令和6年第8回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____